

江府町告示第7号

令和7年2月28日

江府町長 白石 祐治

第2回江府町議会3月定例会を下記のとおり招集する。

記

1、期 日 令和7年3月5日

2、場 所 江府町役場議場

○開会日に応招した議員

加 藤 邦 樹

加 藤 周 二

芦 立 喜 男

森 田 哲 也

川 端 登志一

阿 部 朝 親

長 岡 邦 一

川 端 雄 勇

三 好 晋 也

○応招しなかった議員

三 輪 英 男

第2回 江 府 町 議 会 3 月 定 例 会 会 議 録 （第1日）

令和7年3月5日（水曜日）

議事日程

- 日程第1 会議録署名議員の指名
- 日程第2 会期の決定
- 日程第3 諸般の報告
- 日程第4 報告第1号 長期継続契約の締結状況について
- 日程第5 議案第3号 江尾診療所医科電子カルテシステム更新業務契約の締結について
- 日程第6 議案第4号 除雪ダンプトラック購入契約の締結について
- 日程第7 議案第5号 江府町監査委員の選任について
- 日程第8 議案第6号 刑法等の一部を改正する法律の施行に伴う整理条例の制定について
- 日程第9 議案第7号 江府町職員の勤務時間、休暇等に関する条例の一部改正について
- 日程第10 議案第8号 江府町職員の育児休業等に関する条例の一部改正について
- 日程第11 議案第9号 江府町議会の議員の議員報酬及び費用弁償等に関する条例の一部改正について
- 日程第12 議案第10号 江府町特別職の職員で常勤のものの給与及び旅費に関する条例の一部改正について
- 日程第13 議案第11号 江府町職員の給与に関する条例の一部改正について
- 日程第14 議案第12号 江府町会計年度任用職員の給与及び費用弁償に関する条例の一部改正について
- 日程第15 議案第13号 江府町手数料徴収条例の特例に関する条例の一部改正について
- 日程第16 議案第14号 江府町立の学校の学校医、学校歯科医及び学校薬剤師の公務災害補償に関する条例の廃止について
- 日程第17 議案第15号 旧下蚊屋分校に係る指定管理者の指定について
- 日程第18 議案第16号 旧御机分校に係る指定管理者の指定について
- 日程第19 議案第17号 江府町道の駅地域振興施設に係る指定管理者の指定について
- 日程第20 議案第18号 江府町江尾地区活性化施設に係る指定管理者の指定について
- 日程第21 議案第19号 江府町農家労働軽減支援施設に係る指定管理者の指定について

- 日程第22 議案第20号 江府町ジビエ解体処理施設に係る指定管理者の指定について
- 日程第23 議案第21号 令和7年度鳥取県日野郡江府町一般会計予算
- 日程第24 議案第22号 令和7年度鳥取県日野郡江府町移住促進住宅特別会計予算
- 日程第25 議案第23号 令和7年度鳥取県日野郡江府町国民健康保険特別会計（事業勘定）予算
- 日程第26 議案第24号 令和7年度鳥取県日野郡江府町国民健康保険特別会計（施設勘定）予算
- 日程第27 議案第25号 令和7年度鳥取県日野郡江府町介護保険事業特別会計（保険事業勘定）
予算
- 日程第28 議案第26号 令和7年度鳥取県日野郡江府町介護保険事業特別会計（サービス事業勘定）
予算
- 日程第29 議案第27号 令和7年度鳥取県日野郡江府町介護老人保健施設特別会計予算
- 日程第30 議案第28号 令和7年度鳥取県日野郡江府町後期高齢者医療特別会計予算
- 日程第31 議案第29号 令和7年度鳥取県日野郡江府町索道事業特別会計予算
- 日程第32 議案第30号 令和7年度鳥取県日野郡江府町江尾財産区特別会計予算
- 日程第33 議案第31号 令和7年度鳥取県日野郡江府町神奈川財産区特別会計予算
- 日程第34 議案第32号 令和7年度鳥取県日野郡江府町米沢財産区特別会計予算
- 日程第35 議案第33号 令和7年度江府町簡易水道事業会計予算
- 日程第36 議案第34号 令和7年度江府町下水道等事業会計予算
- 日程第37 特別委員会の設置及び付託について
- 日程第38 議案第35号 令和6年度鳥取県日野郡江府町一般会計補正予算（第11号）
- 日程第39 議案第36号 令和6年度鳥取県日野郡江府町国民健康保険特別会計（事業勘定）補正
予算（第5号）
- 日程第40 議案第37号 令和6年度鳥取県日野郡江府町国民健康保険特別会計（施設勘定）補正
予算（第3号）
- 日程第41 議案第38号 令和6年度鳥取県日野郡江府町介護保険事業特別会計（保険事業勘定）
補正予算（第3号）
- 日程第42 議案第39号 令和6年度鳥取県日野郡江府町索道事業特別会計補正予算（第3号）
- 日程第43 議案第40号 令和6年度鳥取県日野郡江府町神奈川財産区特別会計補正予算（第
1号）
- 日程第44 議案第41号 令和5年度鳥取県日野郡江府町介護老人保健施設特別会計補正予算（第
2号）

日程第45 議案第42号 令和5年度鳥取県日野郡江府町介護老人保健施設特別会計補正予算（第2号）

本日の会議に付した事件

議事日程に同じ

出席議員（9名）

1 番 加 藤 邦 樹	2 番 加 藤 周 二	3 番 芦 立 喜 男
4 番 森 田 哲 也	5 番 川 端 登志一	6 番 阿 部 朝 親
8 番 長 岡 邦 一	9 番 川 端 雄 勇	10 番 三 好 晋 也

欠席議員（1名）

7 番 三 輪 英 男

欠 員（なし）

事務局出席職員職氏名

事務局長 藤 原 靖

説明のため出席した者の職氏名

町長	白 石 祐 治	副町長	八 幡 徳 弘
教育長	富 田 敦 司	総務課長	生 田 志 保
住民生活課長	松 原 順 二	産業建設課長	末 次 義 晃
教育課長	谷 田 孝 之	会計管理者	佐々木 康 二

午前10時01分開会

○議長（三好 晋也君） ただいまの出席議員数は9名です。

地方自治法第113条の規定による定足数に達していますので、令和7年第2回江府町議会3月定例会を開会いたします。

なお、日程に先立ち、傍聴の方をお願いいたしますが、傍聴規則に従い傍聴いただきますよう

お願いいたします。

本日の議事日程は、配付のとおりであります。

直ちに議事に入ります。

日程第1 会議録署名議員の指名

○議長（三好 晋也君） 日程第1、会議録署名議員の指名を行います。会議録署名議員は、会議規則第125条の規定により、議長において、6番、阿部朝親議員、8番、長岡邦一議員の両名を指名いたします。

日程第2 会期の決定

○議長（三好 晋也君） 日程第2、会期の決定を議題といたします。

過般、議会運営委員会が開かれ審議された結果、議会運営委員長から答申を受けたのでお諮りいたします。今期定例会の会期は、本日より3月21日までの17日間といたしたいと思いますが、これにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（三好 晋也君） ご異議なしと認めます。よって、会期は17日間と決定いたしました。

日程第3 諸般の報告

○議長（三好 晋也君） 日程第3、諸般の報告を行います。初めに、議長報告を行います。12月議会以降の議会活動については、タブレットに配信いたしました報告のとおりであり、説明を省略しご覧いただくことでご了承願います。

また、監査委員から各月の例月出納検査の結果報告書及び定期監査報告書が、議長の手元に提出されております。詳細については、事務局の方でご覧願います。

本日までに受理した陳情は、タブレットに配信いたしました陳情文書表のとおり、所管の常任委員会に付託しましたので報告いたします。

続いて、町長報告を行います。町長からの報告事項がありましたら、この際報告をしていただきます。

白石町長。

○町長（白石 祐治君） 行政報告をさせていただきます。お手元の資料をご覧くださいませ。まず、2ページでございます。集落座談会というのがございます。そこに書いてありますとおり、

下蚊屋から袋原までを実施したところでございます。一番最初に武庫っていうのもあったんですけども、①ということで前回報告したのかも分からないですけど、ここには落ちておりますけども合計で11集落させていただいたところでございます。この場でお話したことは、出かける役場推進室を設置して、この活動がどういったものなのかということを中心にお話をさせていただいたあとに、それぞれ集落ごとにこれからどういうふうに集落をやっていこうかなというところの意見交換をさせていただいたのが主な内容でございました。ただやはり、そこで出てきたお話の大半が少子高齢化のお話が多く出てございまして、なかなか集落の相互ができなくなったとか、農地の保全、水路の管理その辺りは出来にくくなったというお話を多々聞かせていただきました。現状はよく分かりまして、その辺りも踏まえて今日全協でもお話ししたような農業関係の対策も打っていかねばいけないなと感じているところでございます。続きまして、2番目でございます。選挙管理委員会が2月28日に開催されまして、町議会議員選挙の日にちが決定いたしました。6月17日が告示でございます。投開票は6月22日ということで決定をしたということでございます。ご報告させていただきます。

めくっていただきまして、3ページでございます。こちらは職員関係の研修などについて多々上げております。ちょっと分かりにくいものだけ説明をさせていただきますと、一番下にe-Change Makers によるRPA というのが書いてありますが、ちょっとわけの分からないことが書いてありますけども、説明しますとこのChange Makers っていうこと自体は、社会の課題を自分事としてとらえて社会に変化を起こす人。変えていく、それをいわゆるeって書いてあるんで、おそらくそういった電子関係の技術を使ってやっていくということだと思います。RPA っていうのがパソコンなどで行う事務作業を自動化する、そういったような技術でございます。そういったことを職員の中で研修をしながら実際に今やっている仕事をいかに効率化できるかっていうようなことを研修したところでございます。そのほかにも、今日も話題に出ておりましたけども、生成AIについて、実際どういうふうに活用したらいいのかっていうようなことも研修をしているところでございます。世の中はかなり変化しておりますので、その辺りに対応するような職員研修を実施をしているところでございます。

続きまして、4ページ目でございます。いつも報告しておりますので、報告させていただきますと、ふるさと納税でございますが、累計を見ていただきますと、2月末現在で28,048件。5億7,982万4,000円ということで、下のほうが括弧書きが昨年度の数字でございまして、若干上回っております。昨年度、3月が4,751万8,000円程でしたので、同じぐらいが来ると想定すると、今年度も6億円は超えるのかなというところでございます。

めくっていただきまして、5 ページ目でございます。公共交通のところでは江府町地域公共交通会議を開催いたしました。1 月 1 0 日でございます。ここで小型バスについて利用頻度が少ないということもありまして、出かける役場に実際にその路線で利用されている方の所に出向いていただいて聞き取り調査を行ったりして、やはりほとんど利用されない所については、やはり廃止するのもやむを得ないかなということで、今進めているところでございます。これは多分秋ぐらいになるかと思いますが、引き続き、出かける役場推進室のほうでの調査も続けていきたいと思っています。ただ、その代わりにやっぱり乗れなくなって困るという人が仮に出た場合にどうするかというところで、タクシーの助成というのがございます。こちらのほうにつきまして、今、江府町内であればどこに行っても上限は 1, 0 0 0 円ということになっておりますが、これを上限を 5 0 0 円に引き下げようということでございますので、こちらのほうの利便性を上げてご利用いただければどうかということを考えているところでございます。そのほかの二地域居住の話もしようと思ったんですけども、全協の方で十分ご議論いただきましたので、報告は割愛させていただきます。

私のほうからは以上でございます。

日程第 4 報告第 1 号

○議長（三好 晋也君） 日程第 4、報告第 1 号、長期継続契約の締結状況についてを議題といたします。

町長から報告を願います。

白石町長。

○町長（白石 祐治君） 報告第 1 号でございます。長期継続契約の締結状況についてでございます。本報告は、江府町長期継続契約を締結することが出来る契約を定める条例第 4 条の規定により、令和 6 年度において締結いたしました、長期継続契約の状況を報告いたすものでございます。なお、内容の詳細につきましては、担当から説明しますので、ご審議ご承認賜りますようよろしくお願いいたします。

○議長（三好 晋也君） 生田総務課長。

○総務課長（生田 志保君） 失礼します。報告第 1 号についてご説明をいたします。議案綴りをお願いします。2 ページ目をご覧ください。江府町長期継続契約を締結することができる契約を定める条例に基づきまして、令和 6 年度から翌年度以降も継続する 1 1 件の契約につきまして報告するものでございます。対象は、機器保安業務、事務機器等使用料、給食調理用務等で詳細につ

きましては、記載のとおりですのでご覧いただきたいと思います。説明は以上です。

○議長（三好 晋也君） 日程第４、報告第１号は、報告のみであります、この際質疑があれば行います。

〔「進行」と呼ぶ者あり〕

○議長（三好 晋也君） ないので、質疑を終結します。

以上で報告は、終了いたします。

日程第５ 議案第３号

○議長（三好 晋也君） 日程第５、議案第３号、江尾診療所医科電子カルテシステム更新業務契約の締結についてを議題とし、本案の審議を先議いたします。

町長から提案理由の説明を求めます。

白石町長。

○町長（白石 祐治君） 議案第３号でございます。江尾診療所医科電子カルテシステム更新業務契約の締結についてでございます。

本案は、江尾診療所医科電子カルテシステム更新のため、株式会社エバルス米子・倉吉支店と契約を締結いたすものでございます。地方自治法第９６条第１項第８号及び江府町議会の議決に付すべき契約及び財産の取得又は処分に関する条例第３条の規定により、議会の議決を得たく提案いたすものでございます。なお、議案の詳細につきましては、担当から説明させますので、お聴き取りの上、ご審議ご承認賜りますようお願いいたします。なお、年度内納入に向け速やかに締結いたしたいため、先議いただきますよう併せてお願いいたします。以上でございます。

○議長（三好 晋也君） 松原住民生活課長。

○住民生活課長（松原 順二君） 失礼いたします。議案第３号の詳細について説明させていただきます。議案綴りのかがみを１枚おはぐりいただきまして、次ページをご覧いただければと思います。契約の目的、江尾診療所医科電子カルテシステム更新業務でございますが、こちらにつきましては２月１４日に三者の指名競争入札に基づきまして仮契約をさせていただいております。結果、二者辞退されましたので一者と随意契約というような形をさせていただいております。契約金額につきましては１，４３８万８，０００円でございます。内、消費税及び地方消費税額は１３０万とんで８，０００円でございます。契約の相手方は、米子市流通町１５８番地１５。株式会社エバルス米子・倉吉支店 支店長 妹尾 賢様でございます。以上でございます。

○議長（三好 晋也君） 議案第３号の質疑を行います。

〔「進行」と呼ぶ者あり〕

○議長（三好 晋也君） ないので質疑を終結します。

討論に入ります。

〔討論なし〕

○議長（三好 晋也君） 討論なしと認めます。

採決を行います。

議案第 3 号、本案は、原案のとおり決することに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（三好 晋也君） ご異議なしと認めます。よって、本案は、原案のとおり可決いたしました。

日程第 6 議案第 4 号

○議長（三好 晋也君） 日程第 6、議案第 4 号、除雪ダンプトラック購入契約の締結についてを議題とします。

町長から提案理由の説明を求めます。

白石町長。

○町長（白石 祐治君） 議案第 4 号でございます。除雪ダンプトラック購入契約の締結についてでございます。本案は、除雪ダンプトラック購入のため、根雨自動車整備株式会社と契約を締結いたすものでございます。地方自治法第 9 6 条第 1 項第 8 号及び江府町議会の議決に付すべき契約及び財産の取得又は処分に関する条例第 3 条の規定により、議会の議決を得たく提案いたすものでございます。なお、議案の詳細につきましては、担当から説明させますので、お聴き取りの上、ご審議ご承認賜りますようお願いいたします。

○議長（三好 晋也君） 末次産業建設課長。

○産業建設課長（末次 義晃君） 議案第 4 号、除雪ダンプトラック購入契約の締結についてご説明申し上げます。議案綴りをご覧くださいと思います。1 枚おはぐりいただきまして詳細を記載しております。1、契約の目的、除雪ダンプトラック購入。2、契約の方法、指名競争入札。3、契約の金額 8, 8 8 1, 8 2 3 円。内、消費税及び地方消費税の額 8 0 7, 4 3 8 円。4、契約の相手方 鳥取県日野郡日野町貝原 1 5 3 番地。根雨自動車整備株式会社 代表取締役 田辺正男様でございます。よろしくお願いいたします。

○議長（三好 晋也君） 議案第 4 号の質疑を行います。

川端登志一議員。

○議員（５番 川端登志一君） このダンプトラックの内容をお聞かせ願いたいと思いますし、除雪ダンプっていうふうにありますので、使用目的は、除雪のみでしょうか。

○議長（三好 晋也君） 末次課長。

○産業建設課長（末次 義晃君） こちらにつきましては、従来から除雪ダンプトラックが老朽化したことに伴います更新ということになります。基本的には、ダンプの前面に雪をどかすブレードが付いたものということでございまして、基本的には除雪専用の車両ということになります。以上です。

○議長（三好 晋也君） 川端議員。

○議員（５番 川端登志一君） お聞きしますと、老朽化したので更新ということですが、今年も雪が大変降りましたので、随分、出番が多かったのではないかなというふうに思います。ところが、除雪専用ということになりますと、このダンプトラックでの除雪というのは、過去、私も見たり聞いたりしておりますが、脱輪とか転落とかの事故が非常に多いような気がします。そういうことも、検討した上で、このダンプトラックの更新に至ったのかどうか、あるいはこれに変わるものとして、ローダーというものがありますが、そういうものに変換をするような議論というのはしたのか、されなかったのか、ちょっと併せてお聞きしたいと思います。

○議長（三好 晋也君） 末次課長。

○産業建設課長（末次 義晃君） ありがとうございます。先程、議員の方からお話ありましたように、今年非常に積雪が多い。しかも長期間に渡って積雪があっているということでございます。除雪ダンプトラックのいい点は、やはり除雪の走行のスピードが速いということが上げられます。その一方で積雪が長く長期間に渡り続いた場合に、どうしても、基本的には雪を押す機能しかございませんので徐々に道路の幅員が狭くなってしまうということがございます。このような状況の際にご提案のありましたように、ローダーバケットのようなものでありましたら、要は雪をすくって道路の外に持ち出しができるということが出来ます。それから、更に状況が悪かった場合には、ロータリー等を入れて路肩の雪を道路外に飛ばしてしまうといったような対策を取らせていただいております。確かに今年除雪取り組む中で拡幅、除雪が徐々に難しくなっている分、どうやって拡幅するかという点につきましては、ご提案いただきましたフロントローダー的なもののほうが有利だと考えておりますが、現代のダンプトラックのほうも積雪が少ない場合の除雪スピードってというのが非常に速いというメリットがございますので、ご提案いただきました内容については、今後の整備の中で考えさせていただければというふうに思っているところです。以

上です。

○議長（三好 晋也君） 川端登志一議員。

○議員（５番 川端登志一君） 要望しておきますけれども、先程、説明をお聞きしましたメリットデメリットもあるようでございますので、今後、このような機会がある場合には、しっかりと機種の選定については、検討していただくように要望しておきます。

○議長（三好 晋也君） 他ございませんか。

〔「進行」と呼ぶ者あり〕

○議長（三好 晋也君） ないので質疑を終結します。

日程第７ 議案第５号

○議長（三好 晋也君） 日程第７、議案第５号、江府町監査委員の選任についてを議題とし、本案の審議を先議いたします。

町長から提案理由の説明を求めます。

白石町長。

○町長（白石 祐治君） 議案第５号でございます。江府町監査委員の選任についてでございます。江府町監査委員 岡田雄成君は、令和７年３月１８日で任期満了となるため、後任の委員を選任したいので、地方自治法第１９６条第１項の規定により議会の同意を得たく、提案いたします。鳥取県日野郡江府町大字俣野 小田明彦。任期は令和７年３月１９日から４年間でございます。ご審議の上、ご承認賜りますようよろしくお願いいたします。なお、会期中の任期満了となりますため、先議いただきますよう併せてお願いいたします。

○議長（三好 晋也君） 議案第５号の質疑を行います。

〔「進行」と呼ぶ者あり〕

○議長（三好 晋也君） ないので質疑を終結します。

討論に入ります。

〔討論なし〕

○議長（三好 晋也君） 討論なしと認めます。

採決を行います。

本案は、起立によって行います。

議案第５号、本案は、原案のとおり同意することに賛成の方のご起立を願います。

〔賛成者起立〕

○議長（三好 晋也君） 起立多数です。よって、本案は、原案のとおり同意することに決しました。

日程第 8 議案第 6 号 から 日程第 16 議案第 14 号

○議長（三好 晋也君） 日程第 8、議案第 6 号、刑法等の一部を改正する法律の施行に伴う整理条例の制定についてから、日程第 16、議案第 14 号、江府町立の学校の学校医、学校歯科医及び学校薬剤師の公務災害補償に関する条例の廃止についてまで、以上、9 議案を一括議題といたします。

町長から提案理由の説明を求めます。

白石町長。

○町長（白石 祐治君） 議案第 6 号でございます。刑法等の一部を改正する法律の施行に伴う整理条例の制定についてでございます。本案は、刑法等の一部を改正する法律の施行により、懲役及び禁固刑が拘禁刑に統一されることに伴い、関係条例の一部を整理するもので、地方自治法第 96 条第 1 項第 1 号の規定により、議会の議決を得たく提案いたすものでございます。

続きまして、議案第 7 号でございます。江府町職員の勤務時間、休暇等に関する条例の一部改正についてでございます。本案は、育児又は介護を行う職員の深夜勤務及び時間外勤務の制限において、免除対象となる子の年齢を拡大するため、所要の改正をいたすもので、地方自治法第 96 条第 1 項第 1 号の規定により、議会の議決を得たく提案いたすものでございます。

続きまして、議案第 8 号でございます。江府町職員の育児休業等に関する条例の一部改正についてでございます。本案は、介護休業等育児又は家族介護を行う労働者の福祉に関する法律の改正に伴い、部分休業の参照条文について所要の改正をいたすもので、地方自治法第 96 条第 1 項第 1 号の規定により、議会の議決を得たく提案いたすものでございます。

続きまして、議案第 9 号でございます。江府町議会の議員の議員報酬及び費用弁償に関する条例の一部改正についてでございます。本案は、令和 6 年度の人事院勧告に伴い、議会議員が受ける期末手当支給率の引き上げを行うため、所要の改正をいたすものでございます。

続きまして、議案第 10 号でございます。江府町特別職の職員で常勤のものの給与及び旅費に関する条例の一部改正についてでございます。本案は、令和 6 年度の人事院勧告に伴い特別職の期末手当支給率の引き上げを行うため、所要の改正を行うものでございます。

続きまして、議案第 11 号でございます。江府町職員の給与に関する条例の一部改正についてでございます。本案は、令和 6 年度の人事院勧告に伴い、給料表の一部を改定するほか、期末手

当の支給率、扶養手当の支給内容など各種手当について、所要の改正を行うものでございます。

続きまして、議案第 12 号でございます。江府町会計年度任用職員の給与及び費用弁償に関する条例の一部改正についてでございます。本案は、令和 6 年度の人事院勧告に伴って、職員の給与に関する条例内の給料表の一部を改定するため、これを準用する会計年度任用職員についても、所要の改正を行うものでございます。

続きまして、議案第 13 号でございます。江府町手数料徴収条例の特例に関する条例の一部改正についてでございます。本案は、マイナンバーカードを使用しての住民票の写し及び印鑑証明書のコンビニエンスストア交付の普及促進をより一層図ることを目的に、江府町手数料徴収条例の特例に関する条例の期間を一年間延長するため、所要の改正を行うものでございます。

続きまして、議案第 14 号でございます。江府町立の学校の学校医、学校歯科医及び学校薬剤師の公務災害補償に関する条例の廃止についてでございます。本案は、江府町立学校の学校医等の公務災害補償に関する事務が、鳥取県町村総合事務組合が共同処理することとして組合規約に追加されるにあたり、本条例を廃止するものでございます。以上、議案第 6 号から第 14 号までの、条例制定、改正、廃止に関する 9 議案は、地方自治法第 96 条第 1 項第 1 号の規定により、議会の議決を得たく、提案するものでございます。なお、内容の詳細につきましては、担当からご説明いたしますので、ご審議の上、ご承認賜りますようお願いいたします。

○議長（三好 晋也君） 生田総務課長。

○総務課長（生田 志保君） 失礼します。私のほうから、議案第 6 号から第 12 号までとりあえず、いずれも議案書により説明をさせていただきます。まずは、議案第 6 号、刑法等の一部を改正する法律の施行に伴う整理条例の制定についてでございます。2 ページ目に条例を付けておりまして、4 ページ目以降に新旧対照表を付けております。刑法等の一部を改正する法律の施行によりまして、懲役及び禁固が拘禁刑に統一されることに伴いまして、関係条例の一部を整理し、条文の内、懲役及び禁固とあるものを拘禁刑に一括して改正するものでございます。条例の施行期日を刑法等一部改正法の施行の日といたします。対象となります条例は、江府町職員の給与に関する条例、江府町消防団条例、江府町議会の個人情報の保護に関する条例です。新旧対照表をご覧ください。まず、職員の給与に関する条例についてです。期末手当の支給に係る条文第 19 条の 2 第 19 条の 3 の文言を改正いたします。次に、消防団条例です。この内、欠格条項を定めます第 5 条の文言を改正いたします。最後に議会の個人情報の保護に関する条例の内、職員又は職員であった者等が個人情報を複製、提供、盗用などを行った場合の罰則について規定する第 53 条、第 54 条の文言を改正いたします。

続きまして、議案第7号、江府町職員の勤務時間、休暇等に関する条例の一部改正についてをご説明いたします。議案の新旧対照表をご覧くださいと思います。介護休業等、育児又は介護を行う労働者の福祉に関する法律の改正に伴いまして、条例中育児又は介護を行う職員の深夜勤務及び時間外勤務の制限を規定する第8条の3につきまして、第2項でこれまでその制限を3歳未満としておりましたものを、小学校就学の始期に達するまでとすること。第4項におきまして、同様に要介護状態にある対象家族を介護する職員が申し出た場合もこの対象とすることを規定するものでございます。附則といたしまして、施行期日、令和7年4月1日を規定しております。

続きまして、議案第8号、江府町職員の育児休業等に関する条例の一部改正についてでございます。介護休業等、育児又は介護を行う労働者の福祉に関する法律の改正に伴って、条例が引用する条文を改正するものでございます。新旧対照表をご覧ください。部分休業の承認第19条第3項の法律の引用部分第61条第32項において読み替えて準用する第29項という文言を第61条の2第20項というふうに改正をいたします。附則といたしまして、施行期日、令和7年4月1日を規定しております。

続きまして、議案第9号、江府町議会の議員の議員報酬及び費用弁償等に関する条例の一部改正についてでございます。令和6年の人事院勧告に基づきまして、期末手当の支給率年3.4月分を3.45月分に引き上げるものでございます。新旧対照表をご覧ください。第5条、期末手当です。6月期、12月期それぞれについて改正前100分の170.0を乗じて得た額であったものを改正後100分の172.5を乗じて得た額に改正いたします。附則といたしまして、施行期日、令和7年4月1日を規定しております。

次に、議案第10号、江府町特別職の職員で常勤のものの給与及び旅費に関する条例の一部改正についてです。こちらも、先程の議案第9号と同様、令和6年人事院勧告に基づく期末手当支給率の引き上げに係るものでございます。新旧対照表をご覧ください。第4条、期末手当です。6月期、12月期、それぞれにつきまして、改正前100分の170.0を乗じて得た額であったものを改正後100分の172.5を乗じて得た額に改正いたします。附則として、施行期日令和7年4月1日を規定しております。

続きまして、議案第11号、江府町職員の給与に関する条例の一部改正についてでございます。令和6年人事院勧告による給料表の改定、扶養手当及び通勤手当の改正のほか、一部手当を追加削除するものでございます。新旧対照表をご覧ください。まず、第1条、目的。第2条、給料のところでございます。今年度から職員が見聞を広め、資質向上を図ることによりまして、質の高

い町政運営を行っていくために短期の中央研修などを積極的に行っております。今後、長期研修や交流派遣などを進めていくにあたりまして、これまで町条例で規定していなかった地域手当を新設し、また改正漏れのあった寒冷地手当について、この度、削除をするものでございます。続いて、第9条、扶養手当です。人事院勧告では、配偶者に係る手当を廃止、子どもについて引き上げることとしておりますが、これを2年間で段階的に、まず、配偶者の6,500円を3,000円。子ども一人当たり1万円を1万1,500円というふうに改正するものです。次に、第10条の3、地域手当です。これは先程説明しましたが、すでに制度としてあったものですが、江府町条例には規定をしておりませんでした。説明いたしましたとおり、新しく派遣等を行うため手当を新設し、またその手当を支給する地域の級地とその支給率を規定。該当する地域につきましては、別に規則で定めることとしております。次に、第11条、通勤手当。第11条の2単身赴任手当です。こちらにつきましては、江府町で対象にならないかもしれませんが、国のほうで改正しておりますので、変えるものでございます。通勤手当につきましては、新幹線等の特別料金も全額支給とし、上限を15万円に引き上げます。また、これまで、国家公務員等から町職員となった場合等の支給要件がありましたけれども、この度の改正により、採用時から新幹線等に係る通勤手当や単身赴任手当の支給を可能とするほか、育児、介護等の事情により転居した職員にも新幹線等に係る通勤手当の支給を可能とするものでございます。次に、第19条、期末手当です。昨年、12月議会にきまして人事院勧告に伴う改正をご承認いただいたところですが、引き上げ分を調整するために設定しておりました6月期100分の122.5。12月期100分の127.5という掛け率をそれぞれ100分の125に改正するものでございます。最後に給料表の改定です。職務や職責に応じた給与上昇を確保するとともに中途採用等民間人材等の処遇を確保するという観点から行政職1表の3級から6級。医療職の1表の2級、3級の初号近辺の、つまり下のほうです。号給をカットいたしまして、これらの初号の給料月額を引き上げを行います。改正前の給料表別添1、別添3をそれぞれ改正後、別添2、別添4とするものでございます。附則として、施行期日令和7年4月1日を規定しております。

続きまして、議案第12号、江府町会計年度任用職員の給与及び費用弁償に関する条例の一部改正についてでございます。新旧対照表をご覧ください。まず、第27条、外国語指導助手等の報酬ということであげておりますけれども、こちらの第3号、教育相談員の報酬額につきまして、これまで1名体制を取ってございましたけれども、令和7年度から2名の交代で相談に応じていただくという形を取りますので、これに伴いまして月額を日額に変更するものでございます。次に、別表第1です。会計年度任用職員の給料表は、先程説明いたしました職員の給料表を準用し、3

級まで規定をしております。この度の職員給料表の改定に伴いまして同様に 3 級を改訂するものでございます。附則として、施行期日令和 7 年 4 月 1 日を規定しております。議案第 6 号から 12 号の説明は以上です。

○議長（三好 晋也君） 松原住民生活課長。

○住民生活課長（松原 順二君） 失礼します。議案第 13 号、江府町手数料徴収条例の特例に関する条例の一部改正について説明させていただきます。議案のかがみの次のページの新旧対照表をご覧くださいと思います。こちらにつきましては、マイナンバーカードを利用しました住民票及び印鑑証明の発行手数料を 300 円から 100 円に特例で安くするための特例期間でございます。こちらを 1 年延長しまして、令和 8 年 3 月 31 までと 1 年間延長させていただければという条例案でございます。こちらについては、以上でございます。

○議長（三好 晋也君） 生田総務課長。

○総務課長（生田 志保君） 議案第 14 号、江府町立の学校の学校医、学校歯科医及び学校薬剤師の公務災害補償に関する条例の廃止についてをご説明いたします。議案書をご覧ください。本件に関しましては、12 月定例会におきまして、規約改正のご承認をいただいたところでございます。鳥取県町村総合事務組合が共同処理する事務として、これらの事務が追加されることとなりますため、この度、次ページに掲げます本条例を廃止するものでございます。附則として、施行期日令和 7 年 4 月 1 日を規定しております。説明は以上です。

○議長（三好 晋也君） これから、議案に対する質疑を行います。

質疑は、1 議案ごとに処理進行いたします。

日程第 8、議案第 6 号、刑法等の一部を改正する法律の施行に伴う整理条例の制定についての質疑を行います。

〔「進行」と呼ぶ者あり〕

○議長（三好 晋也君） ないので質疑を終結します。

日程第 9、議案第 7 号、江府町職員の勤務時間、休暇等に関する条例の一部改正についての質疑を行います。

〔「進行」と呼ぶ者あり〕

○議長（三好 晋也君） ないので質疑を終結します。

日程第 10、議案第 8 号、江府町職員の育児休業等に関する条例の一部改正について。
質疑を行います。

〔「進行」と呼ぶ者あり〕

○議長（三好 晋也君） ないので質疑を終結します。

日程第 11、議案第 9 号、江府町議会の議員の議員報酬及び費用弁償等に関する条例の一部改正について。

質疑を行います。

〔「進行」と呼ぶ者あり〕

○議長（三好 晋也君） ないので質疑を終結します。

日程第 12、議案第 10 号、江府町特別職の職員で常勤のものの給与及び旅費に関する条例の一部改正についての質疑を行います。

〔「進行」と呼ぶ者あり〕

○議長（三好 晋也君） ないので質疑を終結します。

日程第 13、議案第 11 号、江府町職員の給与に関する条例の一部改正についての質疑を行います。

〔「進行」と呼ぶ者あり〕

○議長（三好 晋也君） ないので質疑を終結します。

日程第 14、議案第 12 号、江府町会計年度任用職員の給与及び費用弁償に関する条例の一部改正についての質疑を行います。

〔「進行」と呼ぶ者あり〕

○議長（三好 晋也君） ないので質疑を終結します。

日程第 15、議案第 13 号、江府町手数料徴収条例の特例に関する条例の一部改正についての質疑を行います。

阿部議員。

○議員（6 番 阿部 朝親君） 13 号ですね、今。

○議長（三好 晋也君） 13 号です。

○議員（6 番 阿部 朝親君） マイナンバーカードの取得率等それからコンビニでの使用率とい
いますか、分かったら教えていただければと思いますが。

○議長（三好 晋也君） 松原課長。

○住民生活課長（松原 順二君） マイナンバーカードの取得率ですが、直近でも若干動くことが
ありますけども、直近では 80.7%であったと記憶しております。それから、住民票と印鑑証
明の発行のマイナンバーを利用した発行率でございますけれども、すみません、手元に用意して
たんですけど、事務室に忘れてしまったんですけど、いずれも 20%未満でありました。ちょっ

と住民票のほうが若干利用率が高くて、なぜか印鑑証明のほうが取得が20%未満で低かったんですけど、両方とも20%未満でございました。以上でございます。

○議長（三好 晋也君） ほかに質疑ありませんか。

〔「進行」と呼ぶ者あり〕

○議長（三好 晋也君） ないので質疑を終結します。

日程第16、議案第14号、江府町立の学校の学校医、学校歯科医及び学校薬剤師の公務災害補償に関する条例の廃止についての質疑を行います。

〔「進行」と呼ぶ者あり〕

○議長（三好 晋也君） ないので質疑を終結します。

日程第17 議案第15号 から 日程第18 議案第16号

○議長（三好 晋也君） 日程第17、議案第15号、旧下蚊屋分校に係る指定管理者の指定についてから、日程第18、議案第16号、旧御机分校に係る指定管理者の指定についてまで、以上2議案を一括議題といたします。

町長から提案理由の説明を求めます。

白石町長。

○町長（白石 祐治君） 議案第15号でございます。旧下蚊屋分校に係る指定管理者の指定についてでございます。本案は、江府町公の施設の指定管理者の指定の手続きに関する条例に基づき、下蚊屋区長 各務裕之を旧下蚊屋分校の指定管理者と定めることについて、地方自治法第244条の2第6項の規定により、議会の議決を得たく提案いたしますのでございます。

続きまして、議案第16号でございます。旧御机分校に係る指定管理者の指定についてでございます。本案は、江府町公の施設の指定管理者の指定の手続きに関する条例に基づき、御机区長 中田美樹を旧御机分校の指定管理者と定めることについて、地方自治法第244条の2第6項の規定により、議会の議決を得たく提案いたしますのでございます。なお、議案第15号、第16号の内容の詳細につきましては、担当から説明いたしますので、お聴き取りの上、ご審議ご承認賜りますようお願いいたします。

○議長（三好 晋也君） 生田総務課長。

○総務課長（生田 志保君） 失礼します。議案第15号、第16号についてご説明をいたします。まず、議案第15号、旧下蚊屋分校に係る指定管理者の指定についてでございます。議案の2枚目をご覧ください。施設の名称、旧下蚊屋分校。施設の所在地、江府町大字下蚊屋134番地。

指定管理者となる団体の名称、下蚊屋区長 各務裕之。指定期間、令和7年4月1日から令和12年3月31日まで。

続きまして、議案第16号、旧御机分校に係る指定管理者の指定についてでございます。施設の名称、旧御机分校。施設の所在地、江府町大字御机969番地1。指定管理者となる団体の名称、御机区長 中田美樹。指定期間、令和7年4月1日から令和12年3月31日まででございます。2施設とも条例によりまして、公募をする必要が無いという規定に基づきまして、両方の指定管理者を指定するものでございます。説明は以上です。

○議長（三好 晋也君） これから、議案に対する質疑を行います。

質疑は、1議案ごとに処理進行いたします。

日程第17、議案第15号、旧下蚊屋分校に係る指定管理者の指定についての質疑を行います。
阿部議員。

○議員（6番 阿部 朝親君） 16号にも関係していますが、施設がだいぶ古くなっていますが、施設の修繕等、係る費用はどういうふうな格好の管理内容になっていますでしょうか。

○議長（三好 晋也君） 生田課長。

○総務課長（生田 志保君） いずれにつきましても、該当、指定管理者で持っていただく部分とそれから、基本的なところで全体の施設として修理しなければならない部分につきましては、町のほうで負担をするようにしております。ちなみに、昨年ですけれども、御機の電気関係の修繕をこちらのほうでさせていただいております。

○議長（三好 晋也君） 阿部議員。

○議員（6番 阿部 朝親君） そういったものについての指定管理の指定管理内容的なものが資料としていただくわけにはなりませんか。

○議長（三好 晋也君） 生田課長。

○総務課長（生田 志保君） 特に秘匿するものではないと思いますので、お出しできると思います。

○議長（三好 晋也君） 阿部議員。

○議員（6番 阿部 朝親君） お願いします。

○議長（三好 晋也君） 他ございませんか。

〔「進行」と呼ぶ者あり〕

○議長（三好 晋也君） ないので質疑を終結します。

日程第18、議案第16号、旧御机分校に係る指定管理者の指定についての質疑を行います。

〔「進行」と呼ぶ者あり〕

○議長（三好 晋也君） ないので質疑を終結します。

日程第 19 議案第 17 号

○議長（三好 晋也君） 日程第 19、議案第 17 号、江府町道の駅地域振興施設に係る指定管理者の指定についてを議題といたします。本案は、除斥の対象になりますので、地方自治法第 117 条の規定によって、川端雄勇君の退場を求めます。

ここで、暫時休憩いたします。

（川端雄勇議員退場）

午前 10 時 48 分休憩

午前 10 時 49 分再開

○議長（三好 晋也君） 再開します。

町長から提案理由の説明を求めます。

白石町長。

○町長（白石 祐治君） 議案第 17 号でございます。江府町道の駅地域振興施設に係る指定管理者の指定についてでございます。本案は、江府町公の施設の指定管理者の指定の手続きに関する条例に基づき、株式会社奥大山ドリーム、代表取締役 古海修祐を江府町道の駅地域振興施設の指定管理者と定めることについて、地方自治法第 244 条の 2 第 6 項の規定により、議会の議決を得たく提案いたしますのでございます。なお、内容の詳細につきましては、担当から説明いたしますので、お聴き取りの上、ご審議ご承認賜りますようお願いいたします。

○議長（三好 晋也君） 末次産業建設課長。

○産業建設課長（末次 義晃君） 失礼いたします。議案第 17 号、江府町道の駅地域振興施設に係る指定管理者の指定についてご説明を申し上げます。議案綴りをご覧くださいでしょうか。次ページへと進んでいただきまして、詳細のほうを記載させていただいております。江府町道の駅地域振興施設に係る指定管理者を次のように指定するということで、1 番、施設の名称、江府町道の駅地域振興施設。2、施設の所在地、江府町大字佐川 908 番地 3。3、指定管理者となる団体の名称、株式会社奥大山ドリーム 代表取締役 古海修佑。4、指定期間、令和 7 年 4 月 1 日から令和 12 年 3 月 31 日まででございます。よろしくお願いいたします。

○議長（三好 晋也君） 議案第 17 号の質疑を行います。

〔「進行」と呼ぶ者あり〕

○議長（三好 晋也君） ないので質疑を終結します。

ここで、暫時休憩いたします。

午前 10 時 51 分休憩

（川端雄勇議員着席）

午前 10 時 51 分再開

日程第 20 議案第 18 号 から 日程第 21 議案第 19 号

○議長（三好 晋也君） 再開します。

日程第 20、議案第 18 号、江府町江尾地区地域活性化施設に係る指定管理者の指定についてから、日程第 21、議案第 19 号、江府町農家労働軽減支援施設に係る指定管理者の指定についてまで、以上、2 議案を一括議題といたします。

町長から提案理由の説明を求めます。

白石町長。

○町長（白石 祐治君） 議案第 18 号でございます。江府町江尾地区地域活性化施設に係る指定管理者の指定についてでございます。本案は、江府町公の施設の指定管理者の指定の手続きに関する条例に基づき、合同会社みちくさ 代表社員 三輪典子を江府町江尾地区地域活性化施設の指定管理者と定めることについて、地方自治法第 244 条の 2 第 6 項の規定により、議会の議決を得たく、提案いたしますのでございます。

続きまして、議案第 19 号でございます。江府町農家労働軽減支援施設に係る指定管理者の指定についてでございます。本案は、江府町公の施設の指定管理者の指定の手続きに関する条例に基づき、合同会社みちくさ 代表社員 三輪典子を、江府町農家労働軽減支援施設の指定管理者と定めることについて、地方自治法第 244 条の 2 第 6 項の規定により、議会の議決を得たく提案いたしますのでございます。なお、議案第 18 号、19 号の内容の詳細につきましては、担当から説明いたしますので、お聴き取りの上、ご審議ご承認賜りますようお願いいたします。

○議長（三好 晋也君） 末次産業建設課長。

○産業建設課長（末次 義晃君） 失礼いたします。議案第 18 号についてご説明申し上げます。

議案綴りをおはぐりいただければと思います。次ページへ進んでいただいて、江府町江尾地区地域活性化施設に係る指定管理者を次のように指定するとしております。1 番、施設の名称、江府

町江尾地区地域活性化施設。２、施設の所在地、江府町大字佐川９０８番地３。３、指定管理者となる団体の名称、合同会社みちくさ 代表社員 三輪典子。４、指定期間、令和７年４月１日から令和１２年３月３１日までとしております。

続きまして、議案第１９号でございます。江府町農家労働軽減支援施設に係る指定管理者の指定についてでございます。議案綴り次ページをおはぐりください。江府町農家労働軽減支援施設に係る指定管理者を次のように指定すると。１番、施設の名称、江府町農家労働軽減支援施設。２、施設の所在地、江府町大字久連７番地１。３、指定管理者となる団体の名称、合同会社みちくさ 代表社員 三輪典子。４、指定期間、令和７年４月１日から令和１２年３月３１日まででございます。よろしくお願いいたします。

○議長（三好 晋也君） これから、議案に対する質疑を行います。

質疑は、１議案ごとに処理進行いたします。

日程第２０、議案第１８号、江府町江尾地区地域活性化施設に係る指定管理者の指定についての質疑を行います。

〔「進行」と呼ぶ者あり〕

○議長（三好 晋也君） ないので質疑を終結します。

日程第２１、議案第１９号、江府町農家労働軽減支援施設に係る指定管理者の指定についての質疑を行います。

〔「進行」と呼ぶ者あり〕

○議長（三好 晋也君） ないので質疑を終結します。

日程第２２ 議案第２０号

○議長（三好 晋也君） 日程第２２、議案第２０号、江府町ジビエ解体処理施設に係る指定管理者の指定についてを議題といたします。本案は、除斥の対象になりますので、地方自治法第１１７条の規定によって、阿部朝親君の退場を求めます。

ここで、暫時休憩いたします。

（阿部朝親議員退場）

午前１０時５６分休憩

午前１０時５６分再開

○議長（三好 晋也君） 再開します。

町長から提案理由の説明を求めます。

白石町長。

○町長（白石 祐治君） 議案第 20 号でございます。江府町ジビエ解体処理施設に係る指定管理者の指定についてでございます。本案は、江府町公の施設の指定管理者の指定の手続きに関する条例に基づき、奥大山地美恵 会長 浦部二郎を江府町ジビエ解体処理施設の指定管理者と定めることについて、地方自治法第 244 条の 2 第 6 項の規定により、議会の議決を得たく、提案いたしますのでございます。なお、内容の詳細につきましては、担当から説明いたしますので、お聴き取りの上、ご審議ご承認賜りますようお願いいたします。

○議長（三好 晋也君） 末次産業建設課長。

○産業建設課長（末次 義晃君） 失礼いたします。議案第 20 号、江府町ジビエ解体処理施設に係る指定管理者の指定についてご説明させていただきます。議案綴り 1 ページをおはぐりください。江府町ジビエ解体処理施設に係る指定管理者を次のように指定する。1、施設の名称 江府町ジビエ解体処理施設。2、施設の所在地 江府町大字美用 530 番地。3、指定管理者となる団体の名称 奥大山地美恵 会長 浦部二郎。4、指定期間令和 7 年 4 月 1 日から令和 12 年 3 月 31 日まででございます。よろしくお願いいたします。

○議長（三好 晋也君） 議案第 20 号の質疑を行います。

〔「進行」と呼ぶ者あり〕

○議長（三好 晋也君） ないので質疑を終結します。

ここで、暫時休憩いたします。

午前 10 時 59 分休憩

（阿部朝親議員着席）

午前 10 時 59 分再開

日程第 23 議案第 21 号 から 日程第 36 議案第 34 号

○議長（三好 晋也君） 再開します。

日程第 23、議案第 21 号、令和 7 年度鳥取県日野郡江府町一般会計予算から、日程第 36、議案第 34 号、令和 7 年度江府町下水道等事業会計予算まで、以上、14 議案を一括議題といたします。

町長から行財政方針と併せて提案理由の説明を求めます。

白石町長。

○町長（白石 祐治君） 令和7年度当初予算案のご審議をお願いするにあたり、私の町政運営に対する考え方を申し述べ、議員各位並びに町民のみなさまのご理解、ご協力と、まちづくりにつきましましてさらなる積極的なご参加を賜りたいと存じます。

昨年の明るい話題といえば、鳥取県で初めてとなる石破茂内閣総理大臣の誕生がありました。地方創生2.0を目玉施策として掲げられ、当面は人口・生産年齢人口が減少するという事態を正面から受け止めた上で、人口規模が縮小しても経済成長し、社会を機能させる適応策を講じていくことを示されました。

地域の経済・社会、これらを支える人材の力を最大限に引き出すこと、若者や女性にも選ばれる職場や暮らしを実現すること、都市と地方の新たな結びつき・人の往来を円滑化することなどを基本的な考え方とされています。

また、昨年7月には16年ぶりに江府町長選挙が行われました。私は1期目、2期目での取り組みをさらに明確にし、江府町を「一人ひとりを大切に作る町」「頑張る人を応援する町」「環境を大切に作る町」としてブランド化し、その魅力を全国に発信することで、定住人口だけでなく、関係人口や交流人口の増加を目指す戦略を訴えました。もちろんこれまでの戦略の方向性は大きく変更はしませんが、新たに地方創生2.0の基本的な考え方を加味しながら、江府町を10年後も単独で存続できる魅力ある町にすることを意識して、町政運営をしていく所存でございます。

高齢化、人口減少が進行していく中で、持続可能な町づくりを進めるためには、町のみなさんの命と健康を守る江尾診療所の存在は大きいと認識しております。日野郡三町の医療連携を念頭に置きながら、最適な体制の構築に努めます。併せて、地域公共交通会議に諮りながら、高齢者の方に利用しやすい町営交通の運営を行います。また、町の将来を担う子どもたちや、子育て家庭の負担軽減のために、ふるさと教育の推進、保育料の無償化、在宅育児手当の支給、義務教育期間中の給食費の無償化、高校生までの子どもたちがいる世帯の光通信回線料の支援等を継続して行っています。

令和6年11月から町内の10集落との座談会を開催いたしました。昨年4月に設置した出かける役場推進室の活動を説明するとともに、集落の未来をどう描いていくのか意見交換をさせていただきました。高齢化、人口減少のために地域コミュニティの維持や営農が難しくなってきたという話をたくさん伺いました。地元を離れた人に帰ってきていただければいいのですが、思うようにならないのが現状でございます。そこで、奥大山農業公社の体制を充実させ、自然豊かで美味しいお米を生産している江府町で、農業をしてみたいという人を受け入れることができない

かと考えております。昨年は、江府町に本社がある天籟株式会社を通じて、三菱地所株式会社と連携し、東京丸の内での江府町産きぬむすめをPRすることができました。まずは、江府町を全国に知っていただくこと。その一方で、町内に受け入れ態勢を整え、担い手として活躍していただけるように仕掛けたいと考えております。そのためには、受け入れ先となる集落が住宅を確保したり、ともに集落を盛り上げていこうという考え方が重要になってまいります。ご理解とご協力をよろしくお願いいたします。

直近の人口移動調査によりますと、鳥取県内市町村のうち、人口の社会増があったのは4市町だけでした。江府町もその中に入っており、佐川地区の住宅整備が大きな要因と考えられます。佐川地区は町内で最も米子市に近く、商業施設が併設されたこともポイントになっております。今後、公園と保育園を複合化した施設を整備することで、江府インター直近のこのエリアの魅力はさらに高まると期待しております。また、江尾地区には旧役場本庁舎跡地に分譲地を整備する予定でございます。駅前には、県が駐在所を整備する計画があります。旧川上書店の活用と併せまして、江尾地区のにぎわいが創出されるよう、国の二地域居住促進計画に位置付けるなど、仕掛けていきたいと考えております。

農業生産はもちろんのこと、奥大山の天然水の製造、俣野川発電所による再生可能エネルギーの生産等、江府町は従来から豊かで清らかな水の恩恵を受けてまいりました。そして、近年この水を将来にわたって守り続けることを宣言し、「観光から環境へ」というキャッチフレーズで水のまち江府町として、存在を際立たせる戦略をとってまいりました。おかげさまで全国3万人以上のみなさまからふるさと納税によるご支援をいただけるようになりました。今後とも奥大山自然塾、この運営やプラネタリーヘルス、これを推進する天籟株式会社との連携により、水のまち江府町、自然環境を大切にする江府町、これを全国にアピールしていく所存でございます。

令和7年度は、江府町未来計画の最終年度にあたります。この計画を総括しながら、新しい計画を新しい手法で策定したいと考えております。どのような町をめざして、そのために何をすべきか、町のみなさんも当事者としてできることをインタビューにより掘り起こして、夢があり、目標としてみんなで共有できる計画を作りたいと考えております。

現状維持をしていくだけでは、町は衰退していきます。「よき伝統を守りながら進歩に目を閉ざさないことによって「理想」を創造する」「不易流行」の精神でこれからも町政を進めてまいります。ご理解、ご協力のほどよろしくお願いいたします。

続きまして、議案第21号、令和7年度鳥取県日野郡江府町一般会計予算から、議案第34号、令和7年度江府町下水道等事業会計予算まで。これら14議案の提案にあたりまして、本町の財

政状況について述べさせていただきます。

まず、起債残高は、普通会計で約43億7,400万円、特別会計、公営企業会計と併せると約70億3,200万円となります。令和5年度決算統計の速報値からみますと、地方債の町民1人当たりの財政負担は182万8,000円となり、県内町村の平均76万4,000円より106万4,000円多くなっています。県内では2番目に多い水準でございます。また、財政調整基金を始めとする基金残高は、令和6年度末で約14億9,700万円であり、昨年度末から約2億5,500万円の減となっております。自治体の収入に対する負債返済の割合を示す単年度の実質公債費比率が、直近の令和5年度で16.8％となっており、今後、近年借入れを行いました新庁舎建設事業等に加え、佐川移住促進住宅等整備事業といった大型事業分の返済が加われば、この値がさらに上昇する見込みとなります。なお、3か年平均の実質公債費比率は15.3％ですが、この値が18％以上になりますと、新たな起債の借入に鳥取県の許可が必要となり、財政運営がより一層厳しさを増すこととなります。令和7年度当初予算では、収支不足を補うため、約2億4,500万円を基金から繰り入れ、歳入に充てております。今後もこうした収支不足の状況が続くことが見込まれます。このままの財政運営では、数年後には基金は枯渇し、収支不足を埋め切れない状況が見込まれます。より抜本的な行財政改革が必要であり、取り組んでいく所存でございます。

続きまして、冒頭の行財政方針に基づき編成した、新年度予算の概略について述べさせていただきます。令和7年度一般会計歳入歳出予算総額は、51億2,000万円でございます。別途、特別会計といたしましては、11会計、歳入歳出予算総額13億7,801万5,000円。一般会計と合わせますと64億9,801万5,000円となります。公営企業会計は、2会計で、簡易水道事業会計は、収益的収入9,941万6,000円、収益的支出9,941万6,000円、資本的収入2億2,322万7,000円、資本的支出2億5,416万1,000円、下水道等事業会計は、収益的収入1億6,636万5,000円、収益的支出1億6,636万5,000円、資本的収入2億3,061万7,000円、資本的支出2億8,224万2,000円でございます。以上、令和7年度一般会計並びに特別会計、公営企業会計当初予算14議案を提案させていただきます。ご審議の上、ご承認を賜りますよう、よろしくお願いいたします。

○議長（三好 晋也君） 以上、14議案の個別質疑については、予算特別委員会で行いますが、総括的な質疑がございましたらお願いいたします。

〔「進行」と呼ぶ者あり〕

○議長（三好 晋也君） ないので、日程第23、議案第21号、令和7年度鳥取県日野郡江府町

一般会計予算から、日程第３６、議案第３４号、令和７年度江府町下水道等事業会計予算まで、以上１４議案の質疑は終了いたします。

日程第３７ 特別委員会の設置及び付託について

○議長（三好 晋也君） 日程第３７、特別委員会の設置及び付託について。

おはかりいたします。

議長発議として、令和７年度予算審議議案の１４件は、特別委員会を設置し、これに付託して審査することにいたしたいと思いますが、ご異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（三好 晋也君） ご異議なしと認めます。よって、予算審議は、特別委員会を設置して付託審査とすることに決しました。

議長発議として、各特別委員会の名称並びに委員の構成は、江府町議会委員会条例第５条の規定により、一般会計予算特別委員会を５名、特別会計等予算特別委員会として５名をもって、それぞれの特別委員会を設置し、以上の委員数で構成することにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（三好 晋也君） ご異議なしと認めます。

よって、各特別委員会の設置並びに委員の構成は、議長発議のとおり決しました。

おはかりいたします。各特別委員会の委員の指名は、江府町議会委員会条例第６条の２の規定により、議長において指名することとし、一般会計予算特別委員会委員には、川端雄勇議員、森田哲也議員、芦立喜男議員、加藤邦樹議員、三好晋也の５名。

特別会計等予算特別委員会委員には、阿部朝親議員、長岡邦一議員、三輪英男議員、川端登志一議員、加藤周二議員の５名を指名いたします。

これにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（三好 晋也君） ご異議なしと認めます。

よって、所属委員は、議長指名のとおり決しました。

ここで暫時休憩とし、その間に各特別委員会では、直ちに正副委員長を互選し、議長まで報告をいただきたい。

暫時この場で休憩いたします。

午前１１時１５分休憩

午前 11 時 16 分再開

○議長（三好 晋也君） 再開いたします。

では、各特別委員会より報告のあった正副委員長を公表いたします。

一般会計予算特別委員会委員長、森田哲也議員。副委員長、芦立喜男議員。特別会計等予算特別委員会委員長、川端登志一議員。副委員長、加藤周二議員の以上であります。

各委員会に付託する議案は、次のとおりであり会期中の審査として付託いたします。

一般会計予算特別委員会は、議案第 21 号を。特別会計等予算特別委員会は、議案第 22 号から、議案第 34 号まで以上 14 件を、それぞれの委員会に付託するので、会期中に結果の報告を求めます。

日程第 38 議案第 35 号

○議長（三好 晋也君） 日程第 38、議案第 35 号、令和 6 年度鳥取県日野郡江府町一般会計補正予算（第 11 号）を議題とし、本案の審議を先議いたします。

町長から提案理由の説明を求めます。

白石町長。

○町長（白石 祐治君） 議案第 35 号でございます。令和 6 年度鳥取県日野郡江府町一般会計補正予算（第 11 号）でございます。本案は、令和 6 年度鳥取県日野郡江府町一般会計予算の総額から、歳入歳出それぞれ 4 億 1,713 万 3,000 円を減額し、歳入歳出予算の総額をそれぞれ 52 億 8,800 万 9,000 円といたすため、地方自治法第 96 条第 1 項第 2 号の規定により、議会の議決を得たく提案いたしますものでございます。議案の詳細につきましては、担当から説明いたしますので、お聴き取りの上、ご審議ご承認賜りますようお願いいたします。なお、速やかな執行を要する案件があるため、先議いただきますよう併せてお願いいたします。以上でございます。

○議長（三好 晋也君） 生田総務課長。

○総務課長（生田 志保君） 議案第 35 号、一般会計補正予算（第 11 号）についてご説明をさせていただきます。議案書と別に配付をしております、江府町議会本会議資料をご覧になっていただきたいと思います。本会議資料の 1 ページ目をご確認ください。この度、歳入歳出それぞれ 4 億 1,713 万 3,000 円を減額いたします一般会計補正予算の詳細をまとめております。今回の補正の内容ですが、年度末を迎えまして、事業費の確定あるいは、精算に伴います増減の

整理がほとんどでございます。これに伴いまして、財源の精算が生じたということが今回の対応となっております。それに応じまして、大きく動いたものや、主だったものをかいつまんでご説明させていただきたいと思います。まず、歳入のところの分担金及び交付金で200万円の減となっております。これは、本年度予定しておりました、水加工施設の関係工事につきまして繰越しをいたしましたので、完了後に地域振興株式会社とサンエス様からの分担金を頂くことになっておりますが、これを一旦減額するものでございます。下がっていただきまして、国庫支出金、県支出金の中にあります、重層的支援体制整備事業、国庫229万8,000円と県費1,906万9,000円の減でございます。こちらにつきましては、事業を精査する過程で当初見込んでおりました事業経費のうち、対象とならないものが生じてまいりましたため、減額をいたしまして一般財源へ振替いたすものでございます。続きまして、県委託金、県道維持連携共同事業委託金2,000万円の増でございます。こちらは、先般の大雪により除雪経費が増嵩いたしました、歳出増に伴って委託金もいただけますので増額するものでございます。寄附金です。企業版ふるさと納税410万7,000円、2者からご寄付をいただいております。ふるさと応援基金寄付金1億1,006万8,000円の減。こちらは、年度末の実績を見込みまして、予算ベースで減額するものでございます。繰入金のふるさと応援基金繰入金3,030万4,000円。こちらの減も年度末の実績を見込みまして減額をしております。次に、諸収入、受託事業収入です。広域入所委託児保育料340万7,000円です。こちらは、江府町外の未就学児童、こちらを6名受け入れておりまして、その委託料となります。下におりまして、雑入です。旧老人福祉センター指定管理利益還元金120万円です。こちらにつきましては、指定管理者であります、尚仁福祉会様から支払われるものでございます。施設使用料的な意味合いをもちまして金額は定額で指定当初の申し合わせによるものでございます。災害復旧費、雑入509万円の減です。国費の確定によりまして、事業を調整しましたので、これに係る地元負担を一旦減額するものでございます。下がっていただきまして、歳出です。総務費、総務管理費、道の駅駐車場整備費139万円の増ですが、こちらは当初、設計よりも盛り土の量、土の量が増えたことにより増工です。事業内組み替えにより増額をしております。次に、民生費、社会福祉費、障がい者福祉費の扶助費567万3,000円です。こちらは、介護給付費、訓練等給付費の利用実績の増によるものでございます。次に、児童福祉費、保育園らしくない保育園関係経費1億957万1,000円の減です。これは、建物の設計造成測量上下水道、地質調査等の委託料の実績、それから当初予定しておりました造成工事につきまして、測量業務の進捗に併せて来年度に行うこととしたための減でございます。なお、これらによりまして、事業全体が大幅に遅延ということは今の所生じ

ないものと確認をしております。次に、衛生費、日野病院事務負担金です。1, 109万2, 000円。こちらは、へき地医療に係ります特別交付税の確定に伴うルール分です。農林水産業費、農業費につきましては、国費や事業費の確定、精算によります減でございます。林業費、日野郡鳥獣被害対策協議会運営負担金171万円です。こちらは、地域おこし協力隊を採用するにあたりまして、3町でこの経費を負担するものでございます。下がっていただきまして、土木費、道路橋梁費です。先程、歳入で申し上げましたが、2月の大雪によりまして、委託事業者の皆様、また集落で受託いただいております皆様には大変お世話になりました。町道県道それぞれにつきまして、年度末実績を見込み増額をしております。次に、橋梁長寿命化補修事業のトンネル工事です。こちらは、分割発注をすることによります減額でございます。災害防除事業については、貝田地内、宮市地内の災害の事業実績によるものでございます。2件あります。消防費、江府消防署移転工事関係929万5, 000円の減です。こちらは、造成工事を2期に分けて行うこととしておりますが、予定しておりました外構工事、敷地と国道の境目、水路を入れるんですけれども、そちらについて建物の建築工事の進捗に併せまして、大型の工事車両通行が落ち着いてから発注をすることといたします。一旦、工事費を減額するものでございます。教育費、保健体育費の対外試合参加補助金52万3, 000円でございます。先般、要綱を改正したところですが、これに基づき対象となる派遣に補助を行うものでございます。諸支出金、基金費、ふるさと応援基金積立金7, 273万7, 000円。こちらにつきましては、来年度に実施する事業に向け積み立てを行うものでございます。このほか、人件費について採用がかなわなかったもの、育児休業者などの精査を行っております。次に議案書の5ページをお願いします。事業執行の関係上、年度内に支出を終わる見込みがどうしてもたたない事業がいくつかございます。それで、繰越明許費をお願いするものでございます。これにつきましては、年度を超えて執行をお認めいただきたくこの度の補正予算の内容として加えさせていただいております。事業は、一覧に掲げているとおりで出来る限り早期の執行を図るよう努めてまいりたいと思います。次に、6ページをご覧ください。第3表、債務負担行為の補正です。小児科医育成・確保強化事業、令和7年度から3年間で、限度額1, 045万8, 000円です。こちらは、日野郡3町で事業費を負担しまして小児科医を確保するものでございます。続いて、7ページ第4表、地方債の補正です。追加といたしまして、災害復旧事業240万円。辺地対策事業1, 970万円。それから、緊急防災・減災事業340万円を廃止いたします。緊急自然災害防止対策事業につきまして、限度額130万円を170万円に増額。過疎対策事業につきまして限度額3億4, 580万円を2億310万円に減額するものでございます。議案書6ページ以降に事項別明細書を付けておりますので

ご確認をいただきたいと思います。以上、議案第 3 5 号、一般会計補正予算（第 1 1 号）の説明は以上でございます。

○議長（三好 晋也君） 議案第 3 5 号の質疑を行います。

〔「進行」と呼ぶ者あり〕

○議長（三好 晋也君） ないので、質疑を終結します。

討論に入ります。

〔討論なし〕

○議長（三好 晋也君） 討論なしと認めます。

採決を行います。

議案第 3 5 号、本案は、原案のとおり決することに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（三好 晋也君） 異議なしと認めます。よって、本案は、原案のとおり可決いたしました。

日程第 3 9 議案第 3 6 号

○議長（三好 晋也君） 日程第 3 9、議案第 3 6 号、令和 6 年度鳥取県日野郡江府町国民健康保険特別会計（事業勘定）補正予算（第 5 号）を議題といたします。

町長から提案理由の説明を求めます。

白石町長。

○町長（白石 祐治君） 議案第 3 6 号でございます。令和 6 年度鳥取県日野郡江府町国民健康保険特別会計（事業勘定）補正予算（第 5 号）でございます。本案は、既定の予算総額に歳入歳出それぞれ 6 6 3 万 6 , 0 0 0 円を追加し、歳入歳出予算の総額を、それぞれ 4 億 1 , 0 6 7 万 3 , 0 0 0 円といたすため、地方自治法第 9 6 条第 1 項第 2 号の規定により、議会の議決を得たく提案いたしますのでございます。なお、議案の詳細につきましては、担当から説明いたしますので、お聴き取りの上、ご審議ご承認賜りますようお願いいたします。

○議長（三好 晋也君） 松原住民生活課長。

○住民生活課長（松原 順二君） 失礼いたします。議案第 3 6 号について詳細を説明させていただきます。こちらにつきましては、議案書の補正予算書 5 ページ目をまず下段のほうに - 5 とありますので、こちらをご覧くださいと思います。まず、歳入について、説明させていただきます。国民健康保険（事業勘定）につきましては、令和 3 年度末の決算見込み額で今回減額補正させていただいておりますが、主なものは、保険給付費等交付金、特別交付金、こちらにつま

しては、へき地診療所に伴います特別調整交付金が増額となりましたので、479万6,000円増額補正させていただいております。そのほか、一般会計繰入金実績見込みに伴いまして調整させていただきまして184万円の増額でございます。これに伴いまして、歳出の方につきましては、7ページをご覧くださいと思います。先程、私、減額と言いましたが増額補正でございますので、7ページをご覧くださいと思います。歳出のほうでございます。こちらにつきましては、先程、歳入で入りました調整交付金の増額分479万6,000円を他会計繰出金ということでそのまま診療所の国保（施設勘定）のほうに繰出させていただきます。そのほかのものにつきましては、予備費に充てるというものでございます。こちらの補正予算については以上でございます。

○議長（三好 晋也君） 議案第36号の質疑を行います。

〔「進行」と呼ぶ者あり〕

○議長（三好 晋也君） ないので、質疑を終結します。

日程第40 議案第37号 から 日程第41 議案第38号

○議長（三好 晋也君） 日程第40、議案第37号、令和6年度鳥取県日野郡江府町国民健康保険特別会計（施設勘定）補正予算（第3号）から、日程第41、議案第38号、令和6年度鳥取県日野郡江府町介護保険事業特別会計（保険事業勘定）補正予算（第3号）まで、以上、2議案を一括議題とし、本案の審議を先議します。

町長から提案理由の説明を求めます。

白石町長。

○町長（白石 祐治君） 議案第37号でございます。令和6年度鳥取県日野郡江府町国民健康保険特別会計（施設勘定）補正予算（第3号）でございます。本案は、既定の予算総額から歳入歳出それぞれ6,126万3,000円を減額し、歳入歳出予算の総額を、それぞれ2億8,444万8,000円といたすため、地方自治法第96条第1項第2号の規定により、議会の議決を得たく提案いたすものでございます。

続きまして、議案第38号でございます。令和6年度鳥取県日野郡江府町介護保険事業特別会計（保険事業勘定）補正予算（第3号）でございます。本案は、既定の予算総額から歳入歳出それぞれ1,789万4,000円を減額し、歳入歳出予算の総額を、それぞれ6億1,886万4,000円といたすため、地方自治法第96条第1項第2号の規定により、議会の議決を得たく提案いたすものでございます。議案第37号、38号の内容の詳細につきましては、担当から

説明いたしますので、お聴き取りの上、ご審議ご承認賜りますようお願いいたします。なお、速やかな執行を要する案件があるため、先議いただきますよう併せてお願いいたします。

○議長（三好 晋也君） 松原住民生活課長。

○住民生活課長（松原 順二君） 失礼します。議案第 37 号、国民健康保険（施設勘定）補正予算の内容について説明させていただきます。議案書の予算書の 5 ページ目をご覧くださいと思います。まず、歳入について説明させていただきます。こちらにつきましては、まず、診療所の補助金につきましては、診療所整備補助金は補助金の申請を見送っておりますので、300 万円の減としております。そのほかの他会計繰入金につきましては、先程、事業勘定のほうの説明でもありましたとおり、あちらのほうの繰出しとそのほか年間を通しての繰入等の調整をしまして 200 万円の増額にしております。そのほか、財政調整基金繰入金につきましては、今年度の施設勘定の執行見込みを勘案しまして全体の予算を調整しましたところ、繰り入れる必要はないということで 6,126 万 3,000 円の減でございます。併せまして、先ほど申し上げましたとおり 5,826 万 3,000 円の減でございます。歳出について説明させていただきます。6 ページ目をご覧くださいと思います。まず、一般管理費でございますが、こちらにつきましては、会計年度任用職員等の職員の給与費の減額でございます。パート職員等、途中退職等ありましたので、それら等の予算を調整させて減額補正させていただいているものでございます。次に、7 ページ目をご覧くださいと思います。こちらにつきましては、全て今年度の 3 月末の決算見込みを想定しまして調整させていただいております。トータルでは減額補正ではございますが、医療費のほうの医療用材料器具費、特に医科医療用機器購入費 663 万 1,000 円の増額につきましては、まず、先程、先議いただきました電子カルテの購入業務、これにつきましては、これに伴うものは、当然、予算措置はしておりますが、それ以外の調整といいますか、ネットワーク等の関連等の費用。それからビデオスコープ、それから高周波手術装置など破損しまして、緊急的に更新をしなければならないものが発生しましたので、こちらのほうも併せまして、予算計上をさせていただきまして、トータルこのような額になっております。ほかは、結局、減額補正させておりますのでトータルとしましては、減額の補正予算にはなっております。施設勘定については以上でございます。

議案第 38 号、介護保険事業特別会計（保険事業勘定）補正予算について説明させていただきます。こちらにつきましても、予算書の 5 ページ目を、議案書の予算書の 5 ページ目をご覧くださいと思います。介護保険の特別会計につきましても、令和 3 年、令和 6 年度 3 月末の決算見込みに伴いまして、それぞれ保険料収入、介護給付費交付金等予算を調整させていただいてお

ります。トータルとしましては減額補正とはなりますが、歳出のほうをご覧くださいと思います。今回、先議させていただく理由の一つとしまして、歳出7ページの委託料、一般管理費の委託料をご覧くださいと思います。141万9,000円の増額補正となっております。こちらにつきましては、介護保険料の基準額等の調整、年金収入額80万円というのが基準ではあるんですが、これが80万9,000円に見直しがかかりまして、介護保険料のそれぞれの13段階の保険料の算定に伴います算定に影響がありますので、急遽、システム改修を年度内にすることが必要となりましたので、この度、増額補正とさせていただいております。そのほかの保険給付費につきましては、介護保険のサービス実績見込みに伴いまして、減額となっております、トータル減額補正となっております。こちらについては、以上でございます。

○議長（三好 晋也君） これから、議案に対する質疑を行います。

質疑、討論、採決の進行は1議案ごとに処理進行いたします。

日程第40、議案第37号、令和6年度鳥取県日野郡江府町国民健康保険特別会計（施設勘定）補正予算（第3号）の質疑を行います。

〔「進行」と呼ぶ者あり〕

○議長（三好 晋也君） ないので質疑を終結します。

討論に入ります。

〔討論なし〕

○議長（三好 晋也君） 討論なしと認めます。

採決を行います。

議案第37号、本案は、原案のとおり決することに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（三好 晋也君） 異議なしと認めます。よって、本案は、原案のとおり可決いたしました。

日程第41、議案第38号、令和6年度鳥取県日野郡江府町介護保険事業特別会計（保険事業勘定）補正予算（第3号）の質疑を行います。

〔「進行」と呼ぶ者あり〕

○議長（三好 晋也君） ないので質疑を終結します。

討論に入ります。

〔討論なし〕

○議長（三好 晋也君） 討論なしと認めます。

採決を行います。

議案第 38 号、本案は、原案のとおり決することに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（三好 晋也君） 異議なしと認めます。よって、本案は、原案のとおり可決いたしました。
暫時休憩いたします。

午前 11 時 41 分休憩

午前 11 時 42 分再開

日程第 42 議案第 39 号 から 日程第 45 議案第 42 号

○議長（三好 晋也君） 再開いたします。

日程第 42、議案第 39 号、令和 6 年度鳥取県日野郡江府町索道事業特別会計補正予算（第 3 号）から、日程第 45、議案第 42 号、令和 6 年度江府町下水道等事業会計補正予算（第 2 号）まで、以上、4 議案を一括議題といたします。

町長から提案理由の説明を求めます。

白石町長。

○町長（白石 祐治君） 議案第 39 号でございます。令和 6 年度鳥取県日野郡江府町索道事業特別会計補正予算（第 3 号）でございます。本案は、既定の予算総額から、歳入歳出それぞれ 106 万 8,000 円を減額し、歳入歳出予算の総額をそれぞれ 2,099 万 1,000 円といたすため、地方自治法第 96 条第 1 項第 2 号の規定により、議会の議決を得たく提案いたしますのでございます。

続きまして、議案第 40 号でございます。令和 6 年度鳥取県日野郡江府町神奈川財産区特別会計補正予算（第 1 号）でございます。本案は、既定の予算総額に、歳入歳出それぞれ 179 万 5,000 円を追加し、歳入歳出予算の総額をそれぞれ 327 万 6,000 円といたすため、地方自治法第 96 条第 1 項第 2 号の規定により、議会の議決を得たく提案いたしますのでございます。

続きまして、議案第 41 号でございます。令和 6 年度江府町簡易水道事業会計補正予算（第 3 号）でございます。本案は、収益的収支につきまして、水道事業収益に 69 万円を追加、水道事業費用から 47 万 6,000 円を減額し、補正後の予算額をそれぞれ水道事業収益 1 億 1,118 万 3,000 円、水道事業費用 1 億 1,118 万 3,000 円といたすため、地方公営企業法第 24 条第 2 項の規定により、議会の議決を得たく提案いたしますのでございます。

続きまして、議案第 42 号でございます。令和 6 年度江府町下水道等事業会計補正予算（第 2

号)でございます。本案は、収益的収支につきまして、下水道事業収益に374万円、下水道事業費用に325万4,000円を追加し、補正後の予算額をそれぞれ下水道事業収益1億6,050万5,000円、下水道事業費用1億6,151万9,000円に、また、資本的収支につきまして、資本的収入から261万円、資本的支出から131万1,000円を減額し、補正後の予算額をそれぞれ資本的収入1億5,229万8,000円、資本的支出2億438万9,000円といたすため、地方公営企業法第24条第2項の規定により、議会の議決を得たく提案いたしますのでございます。なお、議案第39号から42号、4議案の内容の詳細につきましては、担当から説明いたしますので、お聴き取りの上、ご審議ご承認賜りますようよろしくお願いいたします。

○議長(三好 晋也君) 生田総務課長。

○総務課長(生田 志保君) 失礼します。議案第39号、第40号についてご説明をいたします。最初に、今になってから、議案の差し替えというような事態に陥りまして大変申し訳ありませんでした。議案第39号、索道事業会計補正予算(第3号)についてご説明をいたします。議案書をお願いします。3ページをご覧ください。歳入、繰入金106万8,000円の減。そして、4ページ、歳出、索道管理費106万8,000円の減でございます。年度末の実績見込み、目内の事業の精査を行い、減額をするものでございます。議案第39号、索道事業会計補正予算(第3号)の説明は以上でございます。

続きまして、議案第40号、神奈川財産区特別会計補正予算(第1号)についてご説明をいたします。先程、お配りいたしました手元の紙の資料をご覧ください。3ページ、歳入179万5,000円の増です。こちらにつきましては、域内の工事等に係ります用地、立木等の保障費となります財産収入でございます。続きまして、4ページ、歳出です。財産区、管理会費179万5,000円の増でございます。こちらを受け入れました歳入のうち該当集落に支払いを行い、予備費で調整するものでございます。議案第40号、神奈川財産区特別会計補正予算(第1号)の説明は以上でございます。

○議長(三好 晋也君) 末次産業建設課長。

○産業建設課長(末次 義晃君) 失礼いたします。議案第41号、令和6年度江府町簡易水道事業会計補正予算(第3号)についてご説明申し上げます。議案綴りをご覧くださいと思います。第2条に収益的収入及び支出の補正ということで計上させていただいております。詳細についてご説明をさせていただきます。2ページをご覧くださいませでしょうか。予算明細書でございます。収益的収入及び支出の部のまず収入からでございます。簡易水道事業収益につきまして

は、補正予定額 6 9 万円でございます。補正後の額が 1 億 1, 1 1 8 万 3, 0 0 0 円です。この内訳でございますが、営業収益につきまして、マイナスの 1 6 9 万 8, 0 0 0 円でございます。その内訳といたしましては、まず、給水収益につきまして、1 8 0 万 8, 0 0 0 円の減額。こちらは、実績による減額見込みでございます。その他の営業収益といたしまして、1 1 万円の増額でございます。これにつきましては、新規の加入があったための増額でございます。続きまして、営業外収益でございます。2 3 8 万 7, 0 0 0 円の増額で 7, 0 2 2 万 4, 0 0 0 円でございます。内訳といたしましては、消費税の還付金で 2 3 8 万 7, 0 0 0 円を見込んでおります。続きまして、特別利益でございます。1, 0 0 0 円の増額でございます。過年度損益の修正益ということで 1, 0 0 0 円計上させていただいております。続きまして、支出の部でございます。簡易水道事業費用につきまして、既定額から 4 7 万 6, 0 0 0 円の減額で、補正後の額が 1 億 1, 1 1 8 万 3, 0 0 0 円でございます。こちらの内訳でございますが、まず、営業費用といたしまして、8 0 万円の減額でございます。そのさらに詳細でございますけれども、まず、原水及び浄水費のほうで 6 3 万 2, 0 0 0 円の減額でございます。こちらにつきましては、主なものといたしまして、委託料で 5 8 万 3, 0 0 0 円の減額を計上しておりますが、こちらにつきましては、P F A S 及び P F O S 検査実績による減額でございます。こちらにつきましては、有機フッ素化合物の水質検査を行っておりますが、その実績に伴う減額でございます。続きまして、配水及び給水費 3 万 3, 0 0 0 円の増額、実績見込みでございます。総係費 7 万 3, 0 0 0 円の減額。こちらにも実績見込みでございます。減価償却費、マイナスの 1 2 万 8, 0 0 0 円。有形固定資産減価償却費でございます。それから、営業外費用でございますが、4 万 9, 0 0 0 円の増額で 6 6 6 万 9, 0 0 0 円でございます。内容としましては、企業債利息の確定に伴う増額でございます。それから、最後ですが特別損失 2 7 万 5, 0 0 0 円の増額計上で 2 7 万 5, 0 0 0 円が補正後の額でございますけれども、こちらにつきましては過年度金の還付それから機器の更新に伴います償却分でございます。そのほか、貸借対照表なりキャッシュ・フロー計算書のほうを記載しておりますので、ご確認いただければと思います。

続きまして、議案第 4 2 号、令和 6 年度江府町下水道等事業会計補正予算（第 2 号）についてご説明申し上げます。議案綴りをご覧くださいと思います。第 2 条、収益的収入及び支出の補正、それから、第 3 条、資本的収入及び支出の補正につきましては、後段でご説明をさせていただきますと思います。第 4 条の企業債でございます。予算第 5 条に定めた起債の目的、限度額、起債の方法、利率及び償還の方法を次のとおり改めるとしております。1 枚おはぐりください。上段が現在、それから下段のほうが今回の補正予定でございます。変更箇所のみ申し上げます。

過疎対策事業につきましては、1,350万の限度額だったものを1,310万円に40万円の減額をしております。それから、下水道事業債でございますが、こちらについても40万の減額をさせていただきまして、1,450万としております。これに伴いまして、一番下の合計欄でございますけども、80万の減額で7,770万の限度額とさせていただいております。続きまして、第5条、他会計からの補助金でございます。予算第9条中、7,172万4,000円を7,302万3,000円に改めるとしてしております。129万9,000円の増額でございますが、こちらにつきましては、企業債利息の増に伴う増額でございます。ちょっとページを飛んでいただきまして、4ページをご覧くださいませでしょうか。会計の明細書でございます。上段が収益的収入及び支出でございます。こちらのまず収入からご説明申し上げます。下水道事業収益につきまして、374万円の増額補正で、補正後が1億6,050万5,000円でございます。内訳としまして、営業外収益のほうで279万8,000円の増額、補正後の額が1億1,922万2,000円でございます。こちらにつきましては、基本的には、実績に伴うものでございますけども、他会計の補助金につきましては、企業債利息の増額に伴うもの、先程、ご説明したところでございます。それから、国県補助金それから他会計補助金につきましては、固定資産の新規購入に伴うものでございます。それから、雑収益につきまして、20万の増額でございますけども、こちらにつきましては、配水工事の業者指定に係る収益でございます。それから、消費税の還付金につきまして、48万6,000円を見込んでおります。それから、特別利益といたしまして、94万2,000円を計上しております。こちらにつきましては、固定資産の更新による除去に伴う収益でございます。それから、下段の支出のほうでございます。下水道事業費用といたしまして、補正額325万4,000円の増額でございます。補正後の額が1億6,151万9,000円でございます。内容としましては、管渠費70万8,000円の減額。処理場費34万9,000円の減額。それから、総係費は補正は無いです。減価償却費211万2,000円の増額でございますが、実績見込みにより調整をさせていただいているところでございます。それから、営業外費用でございます、6万3,000円の増額補正で1,631万円でございます。内訳といたしましては、企業債利息の確定に伴う補正。それから特別損失といたしまして213万6,000円を計上しておりますが、こちらにつきましては、固定資産の更新に伴う除去によるものが主なものでございます。下段に資本的収入及び支出を記載させていただいております。まず、収入の部でございます。資本的収入につきましては、261万円の減額補正で補正後の額が1億5,229万8,000円でございます。内訳としましては、企業債のほうが80万円の減。それから、出資金につきまして、109万4,000円の減。それから補助金につ

きまして、71万6,000円の減でございます。こちらにつきまして、いずれも実績見込みで減額をさせていただいておるところでございます。続きまして、下段の支出でございます。資本的支出につきまして、131万1,000円の減額補正をさせていただいております。補正後の額が2億438万9,000円でございます。内容といたしましては、建設改良費で減額をさせていただいております。管路建設改良費のほうで226万9,000円の増額。処理場建設改良費のほうで358万円の減額となっております。工事の内容につきましては、主にマンホールポンプの更新ということでございます。処理場の改良費につきましては、佐川の処理場のスクリーンユニットの交換が主なものでございます。このほか、貸借対照表並びにキャッシュ・フロー計算書のほうに記載しておりますので、後程、ご確認いただければと思います。よろしくお願いいたします。

○議長（三好 晋也君） これから、議案に対する質疑を行います。

質疑は、1議案ごとに処理進行いたします。

日程第42、議案第39号、令和6年度鳥取県日野郡江府町索道事業特別会計補正予算（第3号）の質疑を行います。

〔「進行」と呼ぶ者あり〕

○議長（三好 晋也君） ないので質疑を終結します。

日程第43、議案第40号、令和6年度鳥取県日野郡江府町神奈川財産区特別会計補正予算（第1号）の質疑を行います。

〔「進行」と呼ぶ者あり〕

○議長（三好 晋也君） ないので質疑を終結します。

日程第44、議案第41号、令和6年度江府町簡易水道事業会計補正予算（第3号）の質疑を行います。

川端登志一議員。

○議員（5番 川端登志一君） 浄水の検査でPFAS、PFOSの検査をしておりますが、結果の程はいかがだったでしょうか。

○議長（三好 晋也君） 末次課長。

○産業建設課長（末次 義晃君） 結果につきましては、いずれも基準値以下ということでございますが、広報のほうはされておられません。明日の阿部議員さんからの一般質問のほうでまた答えさせていただければというふうに思っております。

○議長（三好 晋也君） ほかにございませんか。

ないので質疑を終結します。

日程第４５、議案第４２号、令和６年度江府町下水道等事業会計補正予算（第２号）の質疑を行います。

〔「進行」と呼ぶ者あり〕

○議長（三好 晋也君） ないので質疑を終結します。

○議長（三好 晋也君） 以上で本日の議事日程は、全部終了いたしました。

これをもって、散会いたします。ご苦勞様でした。

午後０時０１分散会
